

ひかり協会会報

# ふれあい

発行

公益財団法人 **ひかり協会**  
 ☎530-0022 大阪市北区浪花町13-38  
 千代田ビル北館2F  
 ☎代表06(6371)5304  
 URL <http://www.hikari-k.or.jp>  
 発行責任者 理事長 前野 直道  
 編集責任者 常務理事 塩田 隆

## ひかり協会と私

生き生きと明るく

幸せな人生

（広島） 大浜 一成

### 第196号の記事

ひかり協会と私	1~2
2026年度事業計画・予算のお知らせ	3
「構想」に基づく 「運営・体制の移行計画」(案)(概要)	4~7
守る会からのお知らせ／西から東から	8

私は広島県江田島市で生まれた大浜一成です。幼少期はツベルクリン検査で常に陽性反応が出たため、水泳や激しい運動を止められていました。また、難聴や慢性鼻炎などもあり、とにかく身体が弱かったです。中学校を卒業してからはマッサージの見習いの仕事をしています。先生が亡くなったため江田島に戻り、両親の農業の手伝いをするようになりました。

ひかり協会との関わりは、1978年4月にもみじ教室（現在では症状別課題別懇談会「健康タイム」）に通うようになってからです。海上自衛隊の見学や潮干狩りに行ったり、大好きな俳句や詩をみんなに披露したり、楽しい思い出がたくさんあります。私の作文がきょうされん第30回全国大会「聴いてよ！わたしたちの思いみんなの主張コンクール」で優秀作品に選ばれたことも誇りの一つです。

もみじ教室へは、はじめはなかなか馴染めなかったのですが、得意のハーモニカを演奏する機会をもらって、段々と楽しく通うようになりました。ハーモニカとの出会いは、母親の弟が家に置いていたものを見

たことも良い思い出です。

また、全国交流会では  
 いろんな所に旅行ができて  
 楽しかったです。福岡の太  
 宰府天満宮に行った際には、  
 大分出身の職員さんと佐  
 賀出身の相談員さんと一  
 緒に、長崎出身の母親か  
 らよく聞いていた懐かしい  
 九州の方言で面白おかし  
 く会話をしました。

その後、2009年に  
 江田島市から広島市南区

に母親と引越して暮ら  
 していましたが、母親の体  
 調が悪くなり母親は妹と  
 一緒に生活することになり  
 ました。そのため、私はワ  
 ンルームで初めての単身生  
 活を開始しました。テレビ  
 を見たり、ラジオの俳句番  
 組を聴いて俳句を考えたり、  
 詩を作ったり、作業所の  
 仕事帰りにワンカップのお  
 酒を買って晩酌をしたり、  
 その一つ一つが嬉しく、自  
 分らしく生き生きと過ごせ  
 ていたように感じます。

2023年10月、自宅で  
 歩行困難になり、病院を受  
 診すると骨折が分かり、人  
 工股関節置換術を受けまし  
 た。その後のリハビリに  
 よって何とか押し車歩行ま  
 で回復しましたが、ワン  
 ルームでの単身生活は難し  
 く、サービス付き高齢者  
 住宅へ転居しました。今  
 は緑内障が進行して視野  
 狭窄があり、ひとりで外  
 出するにはまだ不安が強い  
 ですが、ちよつとずつ外  
 出してみたいと思うよう  
 なりました。通院の同行や  
 生活必需品の買い物など、  
 妹にも大変世話になって  
 おり、口には出さないけれ  
 ど、いつも感謝しています。

現在は、週3日のデイケ  
 アとヘルパーさんに週2回  
 来てもらい、入浴・掃除・  
 洗濯をお願いしています。  
 できなくなったことは多く  
 なりましたが、色んな人の  
 世話になり楽しく過ごして  
 います。

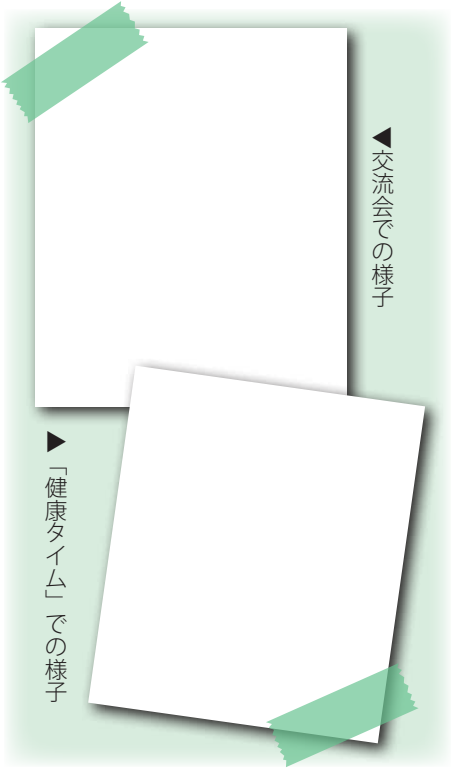
よう見まねで吹いていた時  
 からです。今のハーモニカ  
 は二代目で、譜面は読ま  
 せんが独学で吹けるよう  
 になりました。当時流行つて  
 いた渥美二郎の『夢追い  
 酒』を披露して喝采を浴び  
 たことも良い思い出です。

両親が高齢になり農業を  
 続けていく事が難しくなっ  
 た2002年頃に、広島市  
 南区の作業所へ通うよう  
 になりました。はじめは週  
 1日であったのが1日おき  
 に変わり、慣れてからは週  
 5日になりました。作業  
 所では、段ボールや空き缶  
 などの廃品回収、廃品の  
 ケーブルを解体して銅線を  
 取り出す作業など行います。  
 段々と作業所でも古株に  
 なってきて、みんなからも  
 頼りにされるようになり、  
 毎日が楽しかったです。

最後に一句  
 リハビリで世話になり  
 心込めての感謝かな

当時の思い出を今あつ  
 たことのように楽しそう  
 に話され、何年何月どこ  
 であつたかを鮮明に覚え  
 ている記憶力抜群の大  
 浜さん。

事務所より  
 文章を書くことや歌や  
 俳句が大好きで、ひかり  
 協会の行事には、仲間  
 のことを思いながら、自  
 作の俳句や詩を披露して  
 くれます。いつも前向き  
 で明るく努力家でもあ  
 る大浜さんに、みんな元  
 気をもらっています。  
 明るく幸せな人生にな  
 るように、これからも一  
 緒に取り組んでいきたい  
 と思います。



▲交流会での様子

▶「健康タイム」での様子

2026年度

# 事業計画・ 予算のお知らせ

ひかり協会は2021年度より、第三次10カ年計画（期間は2030年度まで）に基づく被害者救済事業を実施しています。

2026年度は、「終生にわたる事業と運営・体制の構想」に基づく「運営・体制の移行計画」（案）について、守る会等の関係者に意見を求め、年度末の理事会で決定する予定です。

この「移行計画」（案）については、本号の4面から7面に詳報していますので、参照してください。

## 自主的健康管理の援助

すべての被害者の自主的健康管理の取組では、ひかり協会検診事業を活用し、特定健康診査等の健診やがん検診の受診を促進します。

協会では、自主的健康管理の取組を促進させるため、守る会に協力を求め、全国で約680名の被害者を救済事業協力員に委嘱し、「呼びかけ」活動などの連帯して健康を守る活動を推進します。

## 生活設計実現の援助

障害のある被害者の生活設計実現の取組では、介護保険制度に基づく事業や、成年後見制度、日常生活自立支援事業の活用促進を援助します。

また、障害者総合支援法や介護保険制度などの公的制度活用に伴う利用料負担を援助する後見・介護の事業を引き続き実施します。

障害症状の重度化に伴う「生活の場」の確保につ

ては、厚生労働省発出の事務連絡「施設入所等の取組に対する協力について（依頼）」を活用して個別に対応するなど、行政協力を得て積極的に取り組めます。

知的・精神障害の対象者に対する生活習慣病対策や、肢体障害のある被害者への二次障害の予防・進行防止も重視して取り組みます。

これらの重点事業については、厚生労働省・守る会・森永乳業とひかり協会による「三者会談」等で、

取組の促進を協議します。

## 「被害者実態把握調査2025」集計結果の分析・評価

2026年度は、2025年度に多くの被害者の理解と協力を得て実施された「被害者実態把握調査2025」の集計結果を分析・評価し、今後の事業に活用します。

## 「対策対象者名簿」への名前登載の取組

厚生労働省通知に基づき

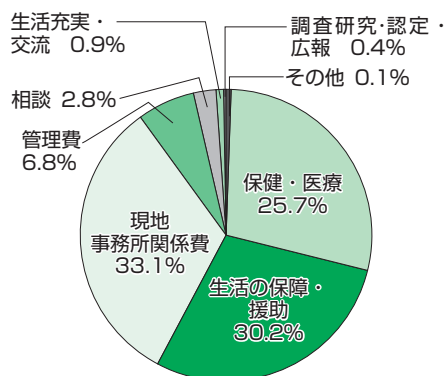
都道府県に提出している障害のある被害者の名簿に加え、障害のある被害者以外の被害者の名簿も都道府県に提出し、市区町村にその写しが交付されています。

名簿の登載により、市区町村窓口での相談などを通じて、公的制度の活用促進が図られることとなります。

名簿登載を希望される方は、個人情報取扱いの同意書の提出が必要となりますので、最寄りの地区センター事務所に連絡し、手続きを行ってください。

2026年度予算（支出）

予算項目	予算内容	予算額 (万円)	割合 (%)
相談	協力員・相談員の活動費用など	4,572	2.8
保健・医療	医療費・検診費など	41,902	25.7
生活の保障・援助	ひかり手当、後見・介護費など	49,286	30.2
生活充実・交流	生活充実助成金・交流会費・救済活動援助金など	1,554	0.9
調査研究・認定・広報	会報「ふれあい」の発行費用など	639	0.4
現地事務所関係費	現地の事務所室料・会議費・交通費・給料手当など	54,054	33.1
管理費	本部の事務所室料・会議費・交通費・報酬・給料など	11,200	6.8
その他		1	0.1
合計		163,208	100.0



# 「構想」に基づく「運営・体制の移行計画」(案) (概要)

ひかり協会理事会は、2025年3月に「終生にわたる事業と運営・体制の構想」(以下、「構想」)を決定しました。それを踏まえて、「構想」に基づく運営・体制を確実かつ円滑に具体化するため、2026年3月の理事会において、「構想」に基づく「運営・体制の移行計画」(案)(以下、「移行計画」(案))が作成されました。その概要を、解説も交えて紹介します。



それでは始めましょう

はじめに

1. 「移行計画」(案)作成の趣旨  
○被害者に対する救済事業を滞りなく継続的に実施するため、主にひかり協会の

運営・体制の移行が必要となる時期や移行の内容などを明確にする。  
○将来的な守る会の組織活動も含めて様々な不確定要素が存在することを踏まえて、適宜適切かつ早めに見直しつつ柔軟に対応する。  
↓(解説)「移行計画」は、「構想」に基づく救済事業を円滑に実施し続けるための運営・体制の詳細な計画であること、遠い将来の被害者の状況や課題を見通すことは困難であることから柔軟な見直しを行うことを、改めて明記しました。

## 「構想」に係る基本的事項

1. 「三者会談」の将来  
(1)「三者会談」等の構成員や開催頻度の縮減  
「三者会談」救済対策推進委員会の開催頻度等について2030年度までに守る会からの提起を受けて、「三者会談」で合意を得たうえで「三者会談」等会議運営規則を改正する。

## 2. 公益財団法人ひかり協会の将来

(1)第三次10カ年計画終了後の約5年間  
(2031~2035年度頃)

### 「構想」には

評議員・非常勤理事・監事の推薦と会議への参画、本部二者懇談会におけるひかり協会の事業と運営・体制に対する意見・要望の提起などの組織的協力を得ることを継続する。また、守る会都府県本部による現地(ブロック)二者懇談会への参画や行政協力懇談会への出席などの組織的協力を得ることを2035年度まで継続する。ただし、現地(ブロック)二者懇談会の規模・回数については必要最小限とする。

そのため

現地(ブロック)二者懇談会の規模・回数を必要最小限にするなどの検討事項については、2030年度までに守る会と協議したうえで決定する。

## (2)2036年度以降(81歳頃)

### 「構想」には

守る会の組織活動が必要最小限に縮小されて以降もひかり協会が被害者の意見・要望を聞き取る場を定期的に設定するなどの具体的な方法を、ひかり協会と守る会が協議して決定し、準備期間を経て実施する。

そのため

守る会の意見を2032年度までに求め、2033年度にひかり協会が具体的な方法を提案し、守る会と協議したうえで2035年度を目的に決定する。



次に行くよ

## 「構想」に係る具体的事項

1. 終生にわたるひかり協会の運営・体制

## (1)事務局の運営・体制の将来

①地区センター事務所規模縮小・機能終了と相談所の設置  
ア.第三次10カ年計画終了後の地区センター事務所職員定数の見直し

### 「構想」には

被害者数の減少及び業務の減少もしくは効率化(医療費等入力システムの導入等)に伴い、職員定数を見直して規模の縮小を図る。

そのため

現行の職員数は縮減の方向で検討するが、これまでのようなブロック毎の職員定数は固定せず、職員総数については年度毎に定めるなど柔軟に検討する。  
具体的には、職員1人当たりのひかり手当・健康管理費対象者数やアンケート①対象者数を基礎データとし、相談事業や金銭給付事業に係る業務量などの実態を踏まえて総合的に判断する。また、非常勤職員や臨時職員の配置も考慮する。

## 「移行計画」(案)の行程表

	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040頃	2041頃~
「三者会談」に出席できるようにするための仕組み						守る会の意見	被害者の出席を保障する仕組みの具体的内容を守る会と協議			三者で合意				会議運営規則の改正	実施
守る会の組織活動が必要最小限に縮小後、被害者の意見・要望を聞き取る場の設定						守る会の意見	具体的方法の提案	守る会と協議して決定							実施
評議員会・理事会・監事の新たな構成	事件の歴史や救済事業の理念等を熟知した理事の選定について検討				新たな構成について、関係者で合意のうえ定款の変更									必要最小限の役員体制で実施	
相談所の設置と閉所					詳細計画を検討・決定		計画に基づき準備			相談所の設置	相談事業の継続総合的に判断して閉所				
飲用認定の継続									認定委員会の廃止	選任された理事が調査審議					
恒久救済の完遂の判断について									恒久救済の完遂、「三者会談」の終了やひかり協会の解散の手順、資料の保存と活用など必要な事項について検討	三者で合意	救済事業の収束について議論して具体化				

(2)「三者会談」に出席できる仕組み  
「三者会談」の構成団体として可能な限り出席できる仕組みなどについて、2032年度までに守る会の意見を求める。その意見を受け、被害者の出席を保障する仕組みの具体的な内容について、2035年度までに守る会とひかり協会は必要な協議を行う。その結果を踏まえて、「三者会談」で合意を得たうえで2040年度頃に、「三者会談」等会議運営規則を改正する。

イ. 相談所の設置

「構想」には

地区センター事務所の閉所後は、主として障害のある被害者の訪問相談や行政への対応を行う体制として、ブロックに相談所を設置する。

そのため

○原則として地区センター事務所職員であった者を相談所職員として配置して必要な業務を行う。相談所職員の相談業務については、基本的に地区センター事務所での業務と同様とする。  
○相談所は、月1回程度事務局長が招集する各ブロックの相談所会議を要に運営し、日常的には、朝礼や打合せなどを行う。また、相談所に主任を置き、本部や守る会・行政など関係者との連絡調整、相談所及び個人情報管理などを行う。  
○本部事務局は、相談所の業務内容を日常的に把握し、相談計画や対応方針を相談所と連携して決定するなど、相談業務をはじめ相

談所の業務全般を統括する。また、必要に応じて出張し、面接やネットワーク会議、行政協力懇談会などに出席する。

○2030年度から2032年度の3年間で相談所の設置や本部事務局の統括のもとでの事業実施方法などを検討し、詳細計画を決定する。2033年度から2035年度の3年間で、詳細計画に基づき準備を進める。2036年度から2037年度を目途に順次地区センター事務所を閉所し、本部事務局の統括のもとで相談所にて相談事業を実施する。

ウ. 相談所の閉所  
「構想」には  
被害者数の減少や障害のある被害者の支援態勢が安定することによって相談の必要性や件数が大きく減少すれば、順次相談所を閉所する。その後の相談業務については本部事務局に集約し、相談業務を担当する本部職員によって相談対応を

行う。ただし、現地においても障害のある被害者の変化に伴う個別の訪問相談など、必要な相談員による相談活動を継続する。

そのため

相談所閉所の時期については、一律に適用するものではなく、ブロック毎の被害者の実態に応じて総合的に判断する。

②本部事務局の強化

ア. 本部事務局への業務集約及び相談業務の本部統括に向けた準備

「構想」には

第三次10カ年計画終了後の地区センター事務所の規模縮小及び機能終了が円滑に進むように準備をする。

そのため

○2030年度から2032年度の3年間で本部事務局への業務集約及び本部統括による相談業務などの具体的な内容を検討し、本部事務局の体制の見直しも含めた詳細計画を決定する。

○2033年度から2035年度の3年間で詳細計画に基づき準備を進め、2036年度より本部事務局の統括のもとでの相談事業を実施し、金銭給付事業など相談業務以外の業務の本部事務局への移行は、相談所と本部事務局の業務量などを総合的に判断して順次行う。そのため、必要に応じて本部事務局の職員を増員することも検討する。

イ. 本部事務局職員の育成と体制強化

「構想」には  
金銭給付事業の業務及び本部事務局の統括のもとでの相談業務が実施できるように、また理事会運営や「三者会談」対応に支障が出ないように、計画的に本部職員の人事配置、育成、研修に取り組む。

そのため

2027年度以降の本部職員の欠員補充については、新規採用のほか本部事務局への業務集約の準備及び移

行を見据えて現地職員の本部への異動や本部職員との人事交流を検討し、育成・研修も重視して取り組む。

もう少しデスガンバツテ!



(2) 専門家の協力体制

①地域救済対策委員会の統合と解散及び地域専門委員の配置

2036年度から2037年度の地区センター事務所

の閉所に伴う地域救済対策委員会の解散を見通して柔軟に運営する。地域救済対策委員会の統廃合及び解散の実施にあたっては、地域救済対策委員に地域専門委員としてその後も協力が得られるよう計画性をもって検討を進める。

②救済事業専門委員会

地区センター事務所の閉所に伴い、相談業務についても本部事務局が統括して

事業を展開することになるので、地域の相談業務を支援するために2031年度以降の新たな委員は地域の専門家からも選出する。

③相談員

ア.相談所における相談員の役割や体制等

「構想」には

地区センター事務所の開所後は本部事務局が統括し、相談所の職員と連携を図りながら現地における相談員活動を行う。

そのため

相談員活動についても、事務局長が相談員・相談所職員・本部の相談業務担当職員及び必要に応じて地域専門委員を招集し、相談員会議を開催する。

イ.相談所閉所後の救済事業相談員の役割や体制

「構想」には

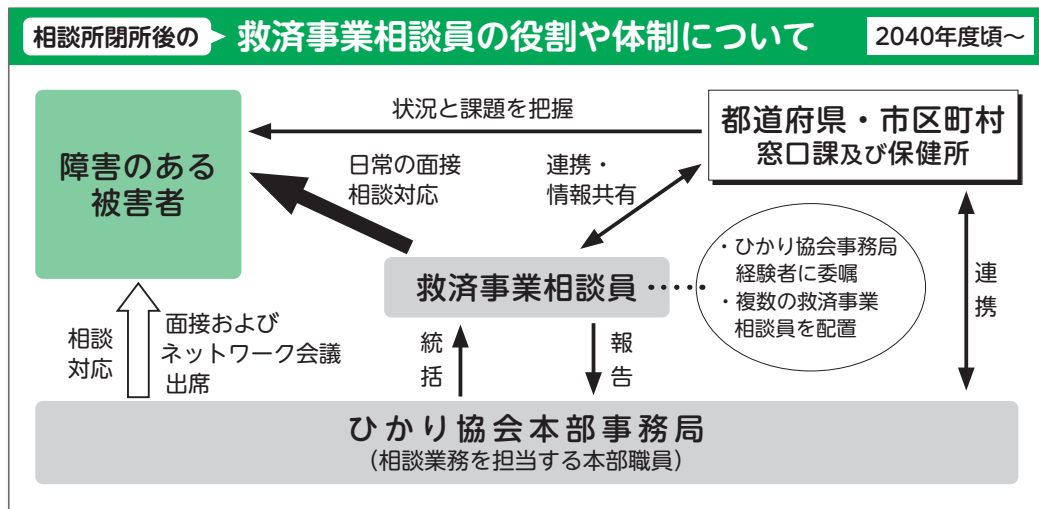
相談所の閉所後についても、障害のある被害者の変化に伴う個別の訪問相談など、本部事務局の統括のもとで相談員による相談活動

を継続する。相談員による相談活動の内容については、被害者の実情や必要性に応じて適宜検討する。

そのため

○相談所閉所後の相談員の役割や活動内容は、これまでの相談員のものとは異なるため名称を救済事業相談員とする。相談所閉所後の相談業務については、相談業務を担当する本部職員によって相談対応を行うが、障害のある被害者の日常の面接相談対応は、基本的に救済事業相談員が行う。その配置は、可能な限り訪問移動距離や担当被害者数を考慮する。

また、救済事業相談員には、ひかり協会事務局経験者を委嘱したり複数



の救済事業相談員を配置したりするなど、その体制にも留意する。○地域で直接被害者と面接して状況を把握している者が救済事業相談員だけにならないように、市区町村・都

附則

1. 恒久救済の完遂について

「構想」には、すべての被害者が亡くなる恒久救済が完遂することなどの判断については、将来的に守る会・厚労省・森永乳業・ひかり協会など関係者の協議を経て決定しなければならぬ。

そのため

恒久救済の完遂の判断、「三者会談」の終了やひかり協会の解散の手順、資料の保存と活用などその他の

必要な事項については、2035年頃から関係者で検討を始め、2040年頃には「三者会談」で合意して決定する。その合意に基づき、2041年度頃から理事会において、救済事業をどのように収束させるかの議論を開始して具体化する。↓(解説) 恒久救済完遂の判断等については、今の段階で結論を出すのではなく、様々な状況がもう少し明らかになってから改めて検討することとしました。以上が「移行計画」(案)の概要です。今後、守る会はじめ関係者の意見を踏まえて、2027年3月の理事会で決定する予定です。



# 守る会からのお知らせ

## 2031年度以降の

## 守る会組織活動の検討

前号の会報「ふれあい」で、守る会より、将来的な組織活動を検討していることをお知らせしました。

関連して、守る会は各都府県本部において、「第三次10カ年計画後の守る会組織活動」(案)の検討を開始しています。

この「組織活動」(案)は今後の討議を経て、来年6月の全国総会で決定することをめざしています。今回は、前号でお知らせした2031年度以降の「将来的な組織活動の検討」の課題ごとに、その内容の概要をお知らせします。

### ① 決議機関

全国総会は2030年度で終了する。2031年度以降は全国総会に代わって全国委員会を毎年6月に開

催し、全国本部役員を選出や規約改正等を決議する。

また、毎年11月に全国代表者会議を開催し、次年度のひかり協会事業計画・予算に対する意見・要望やひかり協会評議員・理事・監事候補者の推薦などを決議する。

### ② 執行機関

常任理事会を執行機関として2035年度まで継続する。ただし、近隣府県との統合も必要に応じて進め、役員定数及び開催回数を減らす。

日常的に常任理事会を補助する準執行機関として四役会議を位置づける。四役は、常任理事会・全国委員会・全国代表者会議の開催を円滑に行い、「三者会談」救済対策推進委員会、

二者協議、本部二者懇談会等に出席する。

### ③ 「三者会談」等への出席

「三者会談」は、2035年度まで四役・常任理事が出席し、Web参加も可能になるように検討する。

2036年度から守る会の組織活動が必要最小限に縮小されるまでについては、四役と全国代表者会議で選出された「三者会談」担当委員が出席する。守る会の組織活動が必要最小限に縮小されて以降については、2035年度までに定めた固定会員から選出された「代表委員(仮称)」が出席する。

### ④ 都府県の活動

都府県本部総会は2035年度を目途に終了する。

親睦交流活動を中心とする企画・運営を行い、そのために必要最小限の都府県本部の委員会を、守る会の組織活動が必要最小限に縮小されるまで継続する。

### ⑤ 会費及び救済活動

会費の徴収は、都府県本部の活動や会議の開催方法(回数減やWebの活用など)、及び特別会計(ひかり基金)・ひかり協会からの援助金(救済活動助成金)の用途などを考慮して、2031年度以降の適切な時期に終了する。

救済活動助成金(ひかり協会からの援助金)については、必要額を年度毎に要望する。

### ⑥ 新規入会者の承認

守る会の新規入会は、2031年度以降の適切な時期に終了する。その年の会員名簿登録者をもって固定会員とする。

以上が、主な内容です。

## 西から 東から

▼「ひかり協会と私」の矢野さんの記事を読ませていただき、「ご苦労のなか懸命に生きてこられたのだな」と感銘を受け、私にとっても励みになりました。(兵庫 M)

▼病気に対して敏感な年齢ですから、「シリーズ新・健康づくり」は楽しみにしています。(徳島 K)

▼がんは昔ほど恐れる病気ではなくなっているが、検診のメリット・デメリットを理解して検診を受けるべきだと改めて思った。(京都 K)

▼糖尿に本気で立ち向かいたい。散歩は平均8538歩。毎日、楽しい、嬉しい、幸せでいること。笑顔で「ありがとう」を伝えること。好きな人のコンサートに年に1~2回行くこと。(匿名)

▼病院通いが多くなり、年齢を感じるようになりました。心がけていることは、無理をしない、よく寝る、食事はバランスのとれたものにするなどです。(大阪 M)